

判定料金は下表の通りです。

1) 耐震診断判定料 (単位：円)

延床面積 (m ²)	鉄筋コンクリート造の1次診断		左記以外	
	会員	非会員	会員	非会員
1000 未満	80,000	160,000	150,000	200,000
3000 未満	100,000	200,000	200,000	400,000
5000 未満	150,000	300,000	250,000	600,000
5000 以上	200,000	400,000	300,000	700,000

2) 補強計画判定料 (単位：円)

延床面積 (m ²)	鉄筋コンクリート造の1次診断		左記以外	
	会員	非会員	会員	非会員
1000 未満	100,000	210,000	200,000	260,000
3000 未満	130,000	260,000	260,000	520,000
5000 未満	200,000	390,000	330,000	780,000
5000 以上	260,000	520,000	390,000	910,000

(注)

1. 延床面積は、施設台帳または確認申請の面積とします。
2. 本表の金額には、消費税は含まれておりません。
3. 「会員」とは、建築物の所有者・管理者から耐震診断・補強計画判定業務を受託した者が、(社)茨城県建築士事務所協会員(以下協会会員という)である場合とします。その他の場合は、「非会員」とします。
ただし、県内にある本社または支社が協会会員であっても、県外にある支社または本社が受託した場合は、会員扱いとはなりません。(非会員)

3) 判定料の取り扱いについて

1. 申し込み事務所は判定を申し込む際、予約金として20,000円を納入することとします。なお、納入後、申し込み事務所の事由により解約した場合には、予約金は返却しません。
2. 申し込み事務所は、判定会議日の30日前までに、予約金を除いた判定料の残金を納入するものとします。納入されないときには、判定予定から除くこととします。
3. 申し込み事務所の事由により、判定料納入後に申込みを取り下げた場合には、判定料の60%を申し込み事務所へ返還します。その際、ご指定の口座に振り込む場合は、振込み手数料を別途差し引くこととします。
4. 判定会議を受けた後の判定料は、全額返却しません。
5. 判定会議を受けた際、申請内容不備等により再判定となった場合の判定料は、上記判定料の70%とします。ただし、継続審議となったもの及び再報告となったものについては、この限りではありません。
6. 判定書発行後に変更が生じたため再判定が必要となった建物の判定料は、変更が軽微な場合は上記判定料の30%、変更が大きな場合は上記判定料の80%とします。

本手数料は平成22年 7月20日から適用します。